



【備考】1 各室の用途を記載してください。

2 当該事業所の専用部分以外に共用部分がある場合は、色分けする等使用関係を分かりやすく表示してください。

3 平面図については、上記以外にも設計士が用意した図面等を代用しても差し支えありません。ただし、建築基準法の壁芯標記ではなく、有効面積（面積測定で壁から壁を基本として行い測定した面積）がわかるようにしてください。

○ 事業所の平面図(通所介護)

注意事項	(1)	申請予定の建築物について、都市計画法、建築関係法令、消防関連法令等法令において、指定通所介護事業を行うことのできる建物・地域かどうか、事前に確認していますか。また、消防設備等検査済証の写し（消防法施行令第35条に該当しない場合は防火対象物使用開始届の副本の写し）を添付していますか。 (他法令によりデイサービス事業を行うことができないと判断される場合については、指定通所介護事業所として指定できません。確認は当該事業所の所在する所管の建築・消防所管にて必ず行ってください。指定後に虚偽が発覚した場合は取消しとなる可能性がありますのでご注意ください。)			
	(2)	他事業所と併設する場合は、全体がわかる図面を添付し、申請している事業所の位置を示していますか。			
	(3)	写真の撮影場所と方向が記載されていますか。			
	(4)	備品や消防設備の配置が記載されていますか。また、記載内容が「設備・備品等一覧表」と一致していますか。			
	(5)	自宅での開所を認めていませんが、自宅併設の場合、次の①及び②の要件が満たされていますか。			
		①	自宅と事業所の入り口を別々に設けていますか。		
		②	自宅と事業所とで使用する動線が交わっていませんか。（双方で使用するスペースを通過することがない。）		
	(6)	食堂及び機能訓練室については、 算定した根拠となる計算式を表示 してください。			
	(7)	以下基準上必須の設備を満たしていますか。			
		①全体	食堂、機能訓練室、事務室、静養室、相談室、トイレ、洗面台、厨房(食事を調理して提供する場合)、浴室(入浴サービスを提供する場合)		
		機能訓練室	②	それぞれ必要な広さを有し、内法により測定し1人あたり3㎡×利用定員以上の面積を確保していますか。(それぞれにおいて支障がなければ同一の場所とすることができですが、せまい部屋・スペースを併せて面積を満たすようなものは認められません。)	
			食堂	以下食堂兼機能訓練室として算定できない面積を含めていませんか。	
				・他設備(静養室や事務室、玄関部分、通路(利用者が機能訓練の一環として歩行訓練等に使用する場合も同様)・廊下部分、厨房(厨房前のスペースも含む)、事務スペース等。)	
				・利用者が機能訓練等に使用できない部分(冷蔵庫、テレビ、棚等利用者がいることの出来ないスペース等)	
				利用者定員分の机や椅子等は配置されていますか。(机はサービス提供内容により無くても可)	
		③	静養室は、原則個室になっていますか。(場合によってはカーテンでも可とするが、2点壁に防災カーテンを使用する等が必要。)		
				休憩が必要になった利用者が適時休めるように、同一フロアにあるなど利用しやすい場所に設置していますか。(別フロアに設置している場合は、使用できる状況になっており、利用者の身体機能(車椅子等で2階に上がれない)によってサービス提供を拒否等しないことを前提とします。)	
				利用者が静養できる設備として布団等の設置は済んでいますか。	
		④	相談室	利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえとし、概ね2m×1.5m程度の広さを確保していますか。(別フロアに設置している場合は、使用できる状況になっており、利用者の身体機能(車椅子等で2階に上がれない)によってサービス提供を拒否等しないことを前提とします。また、事務室内に相談室を設置する場合はパーティション(高さ1.8m程度)可。)	
		⑤	事務室	事業を運営するための個室で仕切られた事務室がありますか。 (食堂兼機能訓練室内に事務のためのスペースを別途確保する場合には、当該事務スペースは食堂機能訓練室の面積には算定できません。)	
		他事業(介護保険外事業含む)と事務室が同一の場合、通所介護事業専用の事務机が1以上確保されていますか。			
その他付帯設備	⑥	トイレ・手洗いは利用者が安全かつ衛生的に使用できるものですか。			
		(入浴を行う場合)浴室は、利用者が安全かつ適切に入浴し、介助できる設備になっていますか。			
		昼食の提供等を行なう場合は必要に応じて、厨房・キッチンを備えていますか。(厨房・キッチンとして従業者が使用するスペースは、食堂機能訓練室の面積には算入できません。なお、利用者が機能訓練の一環として当該キッチンを使用する場合であっても同様です。)			
		送迎車の駐車スペースは確保していますか。			
		個人情報等を保管するための措置として鍵のかかる書庫があり、適切な配置場所に(事務室内や鍵のかかる部屋等)設置していますか。			